

令和4年度五城目町事業所改修事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五城目町内に設置された事業所の機能の維持又は向上を図り、事業の継続と地域経済の活性化を促すことを目的に、事業所改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業所とは、経済活動が経営主体の下で一定の場所を占めて行われ、物の生産及びサービスの提供が継続的に行われている場所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 五城目町内に事業所を有し、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業（風俗営業を除く。）、生活関連サービス業（風俗営業を除く。）、運輸業、教育、学習支援業、医療業を営む者又は、五城目町に本社を有する法人
- (2) 改修後3年以上その事業所で営業を継続する意思を持つ者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 平成24年度以降に町が実施した事業所改修等事業（商店街活性化対策事業、空き店舗対策事業、店舗改修事業、事業所改修事業）を3回実施していない者、又は、当該事業の補助金の総額が150万円を超えない者

(補助対象事業所)

第4条 この要綱において、補助金の対象となる事業所は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に設置された事業所であること。
- (2) 改修に要する補助対象費用が10万円以上であること。
- (3) 改修が各年度末までに完了すること。

(補助対象経費)

第5条 町内に事業所を有する建設業者等が施工する事業所の改修工事等に要する費用とする。ただし、住宅、倉庫又は車庫の用に供する部分、若しくは門柵塀の改修工事等に係る経費は除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、改修に用する費用の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただし、平成24年度以降に町が実施した事業所改修等事業（商店街活性化対策事、空き店舗対策事業、店舗改修事業、事業所改修事業）の補助金の総額が当該補助金の額と合計

して150万円を超えない額とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、同一の事業所について1回限りとする。
- 4 賃貸物件で経営活動を行っている場合は、事業所の所有者において、借主が改修する行為を同意した場合に限り、借主に補助することができるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五城目町事業所改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 建物の所有権を証明できる文書の写し（固定資産税課税台帳の写し）
- (3) 賃貸物件の場合は所有者の同意書
- (4) 町税の完納証明書
- (5) 事業所の位置図及び写真
- (6) その他、町長が必要と認めた書類

- 2 申請者は、補助金の交付を申請するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に五城目町事業所改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金交付の変更手続)

第9条 申請者は、次の各号いずれかに該当するときは、五城目町事業所改修事業補助金交付（変更・中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）するとき。
- (2) 補助事業を中止するとき。

(補助金交付の決定変更及び通知)

第10条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、五城目町

事業所改修事業補助金交付（変更・中止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が終了したときは、速やかに五城目町事業所改修事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 完成写真
- （2） 領収書又は支払を証明する書類の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、実績報告時当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定後、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第6号）により速やかに報告しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第12条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、当該申請書について内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、五城目町事業所改修事業補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 補助金の交付請求は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に五城目町事業所改修事業補助金交付請求書（様式第8号）により行うものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、交付を取り消すものとし、五城目町事業所改修事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、五城目町事業所改修事業補助金返還命令書（様式第10号）により、申請者に既に支給した金額の全額を返還させることができる。

- （1） 本事業終了後、3年以内に営業を廃止したとき。
- （2） 補助金を他の目的に使用したとき。
- （3） 補助要綱の規定に違反したとき。

（状況報告）

第16条 申請者は、交付決定後3年間、五城目町事業所改修事業実施状況報告書（様式第11号）により、事業の実施状況を町長へ報告しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失効する。